

福島医発第 1869 号（地）

平成 28 年 9 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の
体制整備の強化・徹底について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 28 年台風 10 号の暴風及び豪雨による災害発生により、認知症グループホームにおいて多数の利用者が亡くなるという被害を受け、介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について、これまで様々な通知等で示していた留意事項をまとめた通知を発出した旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

当該通知においては、介護保険施設等の管理者を含む職員に対し、日頃から気象情報や避難に関する情報等を把握して利用者の安全を確保する行動をとることや、火災だけでなく水害・土砂災害、地震等に対処するための非常災害対策計画の策定をしておくこと、避難訓練を実施して非常災害対策計画の内容を検証・見直しを行うことなどがまとめられています。

また、都道府県、市町村には、こうした内容を踏まえて、介護保険施設等の非常災害対策計画策定状況や避難訓練の実施について点検し、内容が不十分である場合には年内までに改善されるよう指導や助言を行うこととされております。また、今後、今年度末時点の状況について把握及び報告を依頼する予定であるということも案内されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該通知の参考資料として、内閣府作成のパンフレットや全国グループホーム団体連合会が作成した「防災ガイドBOOK」などが添付されておりますことを申し添えます。

平成 28 年 9 月 14 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

鈴木 邦彦

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の
体制整備の強化・徹底に関する周知について

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成28年台風10号の暴風及び豪雨による災害発生により、認知症グループホームにおいて多数の利用者が亡くなるという被害を受け、介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備について、これまで様々な通知等で示していた留意事項をまとめた通知を発出いたしました。

当該通知においては、介護保険施設等の管理者を含む職員に対し、日頃から気象情報や避難に関する情報等を把握して利用者の安全を確保する行動をとることや、火災だけでなく水害・土砂災害、地震等に対処するための非常災害対策計画の策定をしておくこと、避難訓練を実施して非常災害対策計画の内容を検証・見直しを行うことなどがまとめられています。

また、都道府県、市町村には、こうした内容を踏まえて、介護保険施設等の非常災害対策計画策定状況や避難訓練の実施について点検し、内容が不十分である場合には年内までに改善されるよう指導や助言を行うことや、今後、厚生労働省より、都道府県、市町村に対して、今年度末時点の状況について把握及び報告を依頼する予定であるということも案内されております。

なお、当該通知の参考資料として、内閣府作成のパンフレットや全国グループホーム団体連合会が作成した「防災ガイドBOOK」などが添付されております。

以上、こうした内容につきまして、本会宛てにも会員等への周知の依頼がありました。

貴会におかれましても本通知内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へ情報提供していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)

以上



老総発 0909 第 1 号
老高発 0909 第 1 号
老振発 0909 第 1 号
老老発 0909 第 1 号
平成 28 年 9 月 9 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省老健局総 務 課 長
(公 印 省 略)
高 齢 者 支 援 課 長
(公 印 省 略)
振 興 課 長
(公 印 省 略)
老 人 保 健 課 長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び
非常災害時の体制整備の強化・徹底について

標記について、平成 28 年台風 10 号による災害発生に関し、別添のとおり、各都道府県、指定都市及び中核市介護保険主管部（局）宛に通知を発出させていただきましたので、内容について御了知いただくとともに、貴会員への周知等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

老 総 発 0909 第 1 号
老 高 発 0909 第 1 号
老 振 発 0909 第 1 号
老 老 発 0909 第 1 号
平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部(局)殿
中核市

厚生労働省老健局総 務 課 長
(公 印 省 略)
高 齢 者 支 援 課 長
(公 印 省 略)
振 興 課 長
(公 印 省 略)
老 人 保 健 課 長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成24年4月20日老総発0420第1号、老高発0420第1号、老振発0420第1号、老老発0420第1号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発

0901 第1号、障障発 0901 第1号、老高発 0901 第1号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所系サービスも含めて対応いただく事項となりますので、都道府県におかれては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添 3～5 の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記 1、2 に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の 3 の対象施設における別紙の 1、2 に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添 1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添 2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年 9 月 2 日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添 3)「防災ガイド BOOK(震災対応編)」(平成 25 年 11 月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチェックシート等を抜粋

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html

調査項目案（予定）

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・ 介護保険施設等の立地条件
 - ・ 災害に関する情報の入手方法
 - ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・ 避難を開始する時期、判断基準
 - ・ 避難場所
 - ・ 避難経路
 - ・ 避難方法
 - ・ 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護療養型医療施設
- ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 短期入所生活介護
- ・ 通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）（認知症対応型通所介護を含む）

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

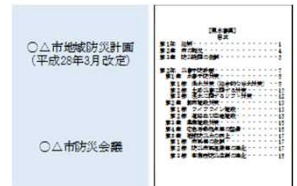
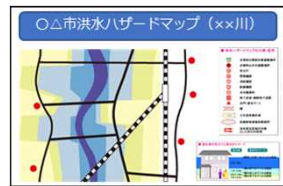
水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ ①

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- ●●市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- ●●市が指定している避難場所※¹を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●市までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ ②

●●市から発令される避難情報※²について確認しましょう。

- ●●市から発令される避難情報には、以下のものがあります※³。

避難準備情報

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「**避難準備情報**」が発令されたら、**避難を開始してください**※⁴。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ ③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1: 大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

例2: 外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

避難に関する防災情報の入手方法について

●●市からの防災情報

□●●市の防災ウェブサイト

<http://www.●●●●●●●●>

●●市内の防災情報について掲載しています。

なお、電子メールによる防災情報の配信サービスも行っておりますので、この機会にご登録ください。

<登録方法>

□防災無線や広報車等

防災無線や広報車等を使用し、情報をお伝えしています。

その他の機関からの防災情報

□●●県の防災ウェブサイト

<http://www.●●●●●●●●>

●●県内の防災情報について掲載しています。

□気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

□国土交通省防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

□テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



【お問い合わせ先】 ●●市役所 ●●課 ●●係
(●●県庁 ●●課 ●●係)

電話：●●●－●●●－●●●●
電話：●●●－●●●－●●●●

(別添2)
事務連絡
平成28年9月2日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について（周知依頼）

平素より、社会福祉の推進につき、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、台風第10号に伴う暴風雨等による災害により、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて多数の入居者が亡くなるなど、各地で甚大な被害が発生しています。

こうした状況を受け、内閣府及び消防庁においては、今後も台風の上陸が予想されるとともに、これに伴い水害・土砂災害の発生のおそれがあることから、本日付け、別添のとおり、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の内容について、改めて周知を図るとともに、特に徹底すべき事項に関して、各都道府県防災担当主幹部局長あて事務連絡がなされたところです。

貴課におかれましても、当該事務連絡の内容について十分に御了知いただくとともに、管内市町村及び社会福祉施設等に対する周知を図るほか、災害発生の危険性が高まった場合には、各社会福祉施設等において適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

事務連絡
平成 28 年 9 月 2 日

各都道府県防災担当主管部局長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁 国民保護・防災部防災課長

今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について

平素より、政府の防災行政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 8 月 19 日付で通知した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）については、貴職を通じて市町村に周知していただいたところです。

今回の台風第10号による豪雨で、岩手県小本川が氾濫し、岩泉町の高齢者施設において9名が亡くなる等、甚大な被害が東北・北海道で発生しました。

今後も台風の上陸が予想されており、水害・土砂災害が発生するおそれがあることから、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対して、ガイドラインを改めて周知いただくとともに、下記について特に徹底をはかっていただくようお願いいたします。

また、災害発生の危険性が高まった場合には、管内市町村において、適切な対応がとられるよう、積極的な情報提供・助言をお願いいたします。

なお、本事務連絡は現在の被害状況を踏まえて緊急的に発出するものであり、今後、地域の実情を踏まえた各市町村の警戒避難体制の確保状況については、改めて点検を要請する予定であることを申し添えます。

記

1. 気象警報等、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの防災気象情報等を収集し、住民等に対し早い段階から確実な情報提供を行うこと。
2. 避難場所については、避難勧告等発令時に円滑に避難できるよう、改めて事前に住民等に周知すること。

3. 避難勧告等については、気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用し、空振りを恐れず躊躇なく発令するとともに、そのために必要な助言を国の機関や都道府県に対して求めること。
4. 避難勧告等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む同報系）、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティFMなどの多様な伝達手段を活用し、確実に伝達すること。
5. 避難勧告等の発令時に住民がとるべき適切な避難行動について、災害発生前から周知すること。さらに、避難勧告等の発令時にも、別紙を参照し、住民や関係施設に分かりやすく周知すること。

以上

（問合せ先）

内閣府（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付

担当：多田、吉松

電話：03-3501-5693

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：田中、和田

電話：03-5253-7525

【 ガイドライン P19 に二重下線を追記 】

表 1 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備情報	・ <u>(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・ 立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい（避難準備情報の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める）。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	・ <u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する</u>（ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である）。 ・ 小河川・下水道等（避難勧告発令の対象とした場合）による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、「<u>緊急的な待避場所</u>」（<u>近隣のより安全な場所、より安全な建物等</u>）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「<u>屋内での安全確保措置</u>」（<u>屋内のより安全な場所への移動</u>）をとる。
避難指示	・ 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u> ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>近隣のより安全な建物等への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置</u>をとる。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

【 ガイドライン P64 に二重下線を追記 】

＜避難勧告等の伝達文の例（水位周知河川）＞

1) 避難準備情報の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する 避難準備情報 を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。

2) 避難勧告の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する 避難勧告 を発令しました。
- 〇〇地域の〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。

3) 避難指示の伝達文の例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分に〇〇地域の〇〇地区に〇〇川に関する 避難指示 を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 〇〇地区で堤防から水があふれました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避難してください。

防災ガイド BOOK (震災対応編)

あなたの事業所はどんなところにありますか？

万一の災害に対応して事前の備え及び災害時の行動について

このガイドブックを有効に活用しましょう

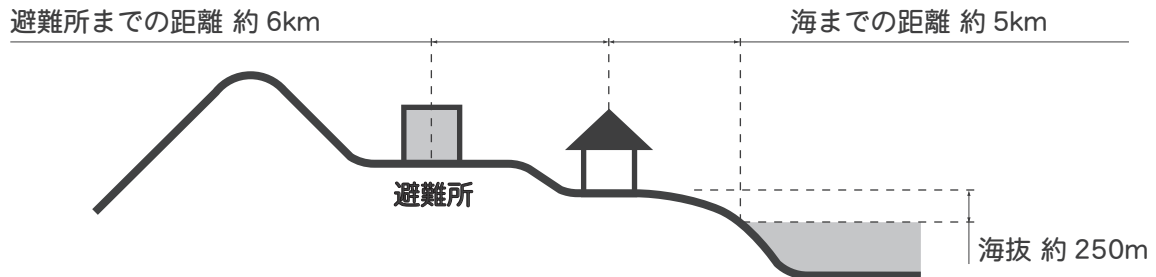
全国グループホーム団体連合会

平成25年11月 発行

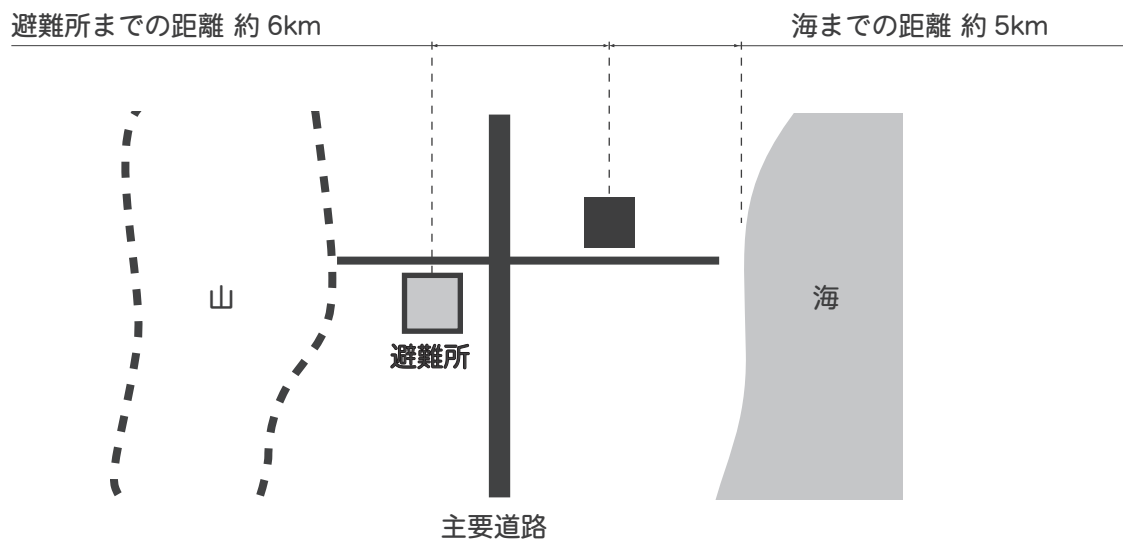
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴を知りましょう。(例1)

〔断面図 例〕 海沿いに事業所がある場合



〔平面図 例〕

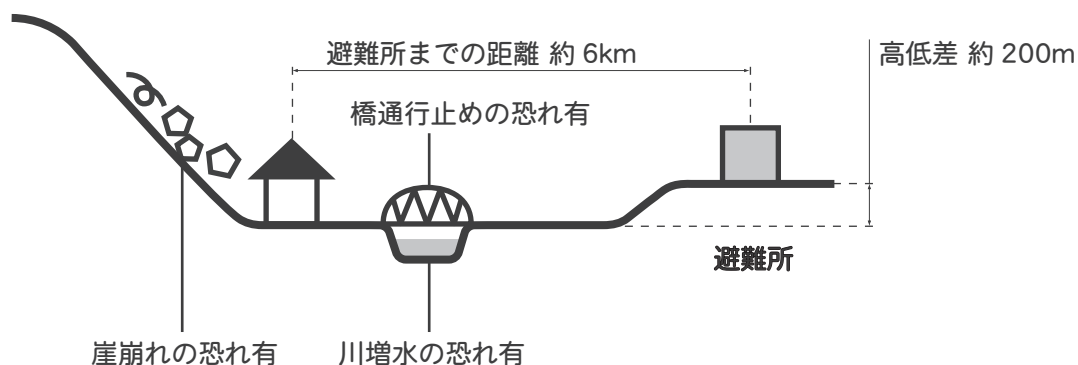


	数 値	備 考
海抜メートル	約 250m	
海までの距離	約 5km	海まで緩やかに下っている地形。
津波到達速までの時間	約 20 分	震度により到達時間に変化あり。
避難所までの距離	約 6km	途中に高低差あり。

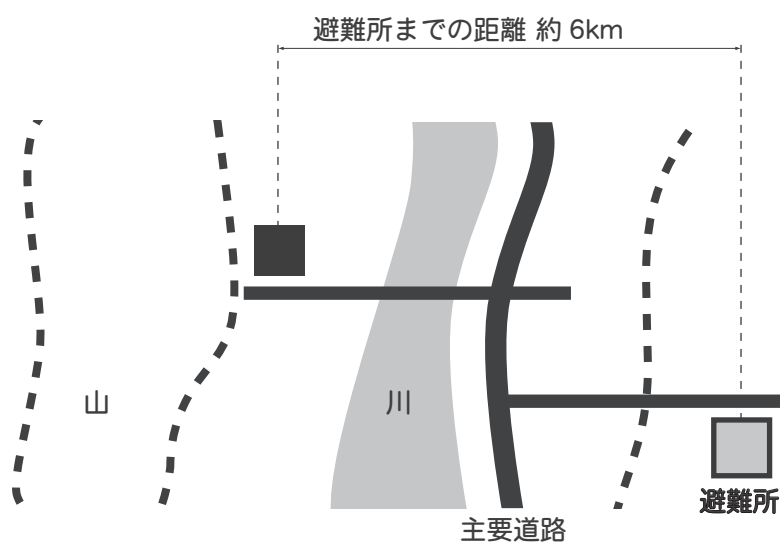
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴をしりましょう。(例2)

〔断面図 例〕 山沿いに事業所がある場合



〔平面図 例〕

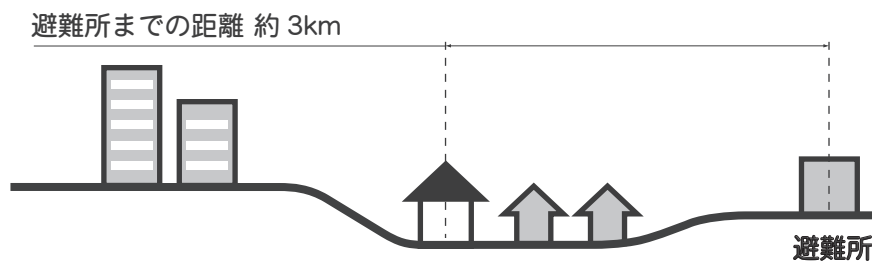


	数 値	備 考
川までの距離	約 1.5km	堤防整備済みだが、増水の可能性がある。
平常時の川の水位	約 0.5m	2.5m 上昇で橋通行止め。3.1m 上昇で氾濫危険水位。
避難所までの高低差	約 200m	地形のアップダウンにより移動に時間がかかる。
崖崩れ予想箇所	2 カ所	裏山有り。大雨の時に崖崩れに注意。

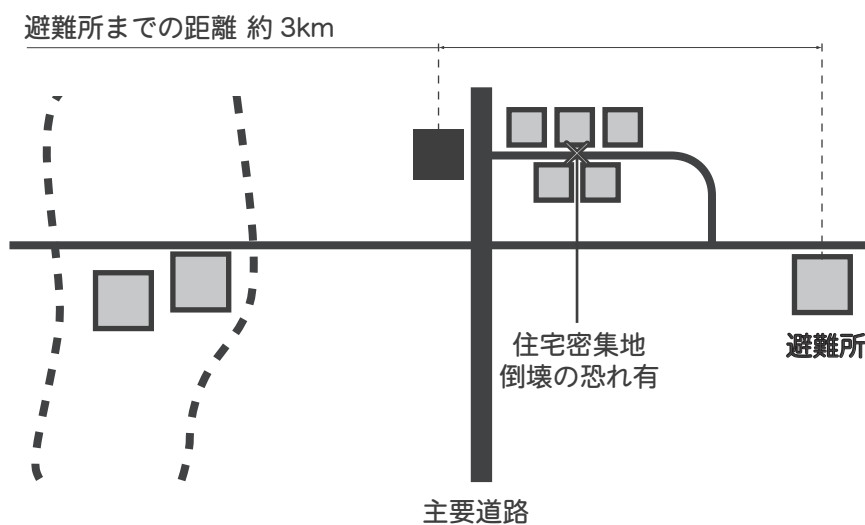
WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の特徴を知りましょう。(例3)

〔断面図 例〕市街地に事業所がある場合



〔平面図 例〕



	数 値	備 考
住宅倒壊の恐れ		住宅密集地を避け、大きな道から避難所へ移動。
避難所までの距離	約 3km	移動中に道路渋滞の恐れあり。

WORK1 あなたの事業所はどんなところにありますか？

あなたの事業所の図を作成しましょう。(例 1、2、3 を参考に)

[断面図]

[平面図]

あなたの事業所の特徴を記入しましょう。

	数 値	備 考

WORK2 あなたの事業所はどんな建物で、どんな設備がありますか？

あなたの事業所の建物の図を作成しましょう。

[断面図]

あなたの事業所の建物の状態を記入しましょう。

	特徴	メンテナンス回数		特徴	メンテナンス回数
(例) 構造	鉄筋コンクリート	1回 / 年	非常口		/ 年
構造		/ 年	避難器具		/ 年
建築年数		/ 年	通報装置		/ 年
階段		/ 年	消火器		/ 年
耐震構造		/ 年			/ 年

WORK3 あなたの事業所はどのような状況ですか？

1. 利用者の状況、職員状況

	人数	備考
利用者（要支援）		
利用者（要介護）		車いす 人
スタッフ（常勤）		市内 人、 市外 人
スタッフ（非常勤）		
近隣応援者		

WORK4 被災時どのように避難しますか？

被災時 責任者	誰が
	どのように
避難場所	避難所名
	住所
	電話番号

2. 人員・組織 緊急時の権限の付与と周知・徹底（誰が、どのように実施しますか？）

[illegible]

3. 交通手段・燃料の確保はどのように行いますか？

[illegible]

4. 緊急応援体制の確定と人員確保（誰が、どのように実施しますか？）

誰が	どのように

5. 法人・地域・関係団体・行政等との連携と助け合い（誰が、どのように実施しますか？）

	誰が	どのように
法人		
地域		
関係団体		
行政		

6. 行動・活動はどのようにしますか？

《自力避難は困難な人への対応するには…》

誰が	どのように

WORK5 関係者の状況の把握方法を考えましょう。

	誰が	どのように把握するか
利用者の被災 利用者家族の被災		
職員の被災 職員家族の被災		
意志決定者の被災		
行政の被災		

WORK6 災害発生時からの動きを具体的に想定しておきましょう。

《発生直後》

	誰が	どのように把握するか
安全確保 火災の予防		
安全な場所への 避難誘導		
利用者・現場職員 の安全確認、報告		
応急救護		
通信手段の確保、 情報収集、提供		
医療機関連絡 搬送		
事業所被害状況 確認		

《発生当日》

	誰が	どのように把握するか
利用者家族、職員 家族、行政、法人 本部等への連絡		
トイレ対策		
防寒、防暑対策		
食事確保・手配		
一時入所・利用者 増員への対応		
地域ニーズの対応		
問合せ対応		
情報発信		

《発生翌日から》

	誰が	どのように把握するか
必要業務の継続		
ケアの継続		
職員の健康管理		
ボランティア受入		
関係団体・他事業所と の協力		
一時入所・利用者増員 への対応		

WORK7 災害時に向けて準備をしておきましょう。

《防災・備品用品を確認表（非常時持ち出し袋に用意）》

物品		物品		物品
消化器		懐中電灯		ラジオ
軍手		救急箱		担架
マスク		毛布		タオル
雨合羽		マッチ・ローソク		小銭
バケツ		拡声器		電池
ロープ		自転車		ポリタンク
サバイバルナイフ		簡易トイレ		ティッシュペーパー
飲料水		アルファ米		缶詰
カップラーメン		乾パン		クラッカー
カセットコンロ		鍋、ヤカン		ヘルメット
食器セット		使い捨てカイロ		ゴミ袋
利用者服薬		アルミホイル		紙おむつ

《防災・備品用品を確認表（非常時持ち出し袋に用意）》

頻度	品名										
		確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者	確認日	確認者

《多くの場面を具体的に想定し訓練しておく》

いつ（年何回）	どのような訓練を実施するか

WORK8 県内外の連絡体制を準備しておきましょう。

1. 県内連絡体制



2. 県外（広域）連絡体制



○×○×施設 土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、○×○×近隣で土砂災害（河川の氾濫）の発生又は発生の恐れがある場合に
対応すべき必要事項を定め、土砂災害（河川の氾濫）から人命を確保すると共に、被害の軽減に資
することを目的に定める。

2 マニュアルの適用範囲

このマニュアルは、○×○×に勤務する職員及びサービスを利用する入所者・利用者又は出入
りする（利用者等）すべてのものに適用する。

3 施設管理者の責務

施設管理者は、○×○×における土砂災害（河川の氾濫）による被害の軽減についてすべての責
任を有すると共に、本マニュアルに基づき施設職員を指揮し、利用者等の人命を確保する。

また、気象警報などの警戒避難に関する情報を早期に入所するため、神戸市が配信する災害情報
を把握すると共に職員にも周知を行うこと。

4 施設職員の責務

施設職員は、施設管理者の指揮の下、利用者等の人命確保及び被害の軽減のため本マニュアル
に基づき必要な措置を迅速に果たすものとする。

5 利用者等の責務

利用者等は、施設管理者及び職員の指示に基づき、土砂災害（河川の氾濫）から身を守るために
避難誘導等に従うものとする。

6 各班の任務と組織（火災等における任務と組織と同じと思われる）

(1) 各班の任務

① 指揮班

施設管理者の支援を実施し、各班へ必要な事項を指示する。

② 情報班

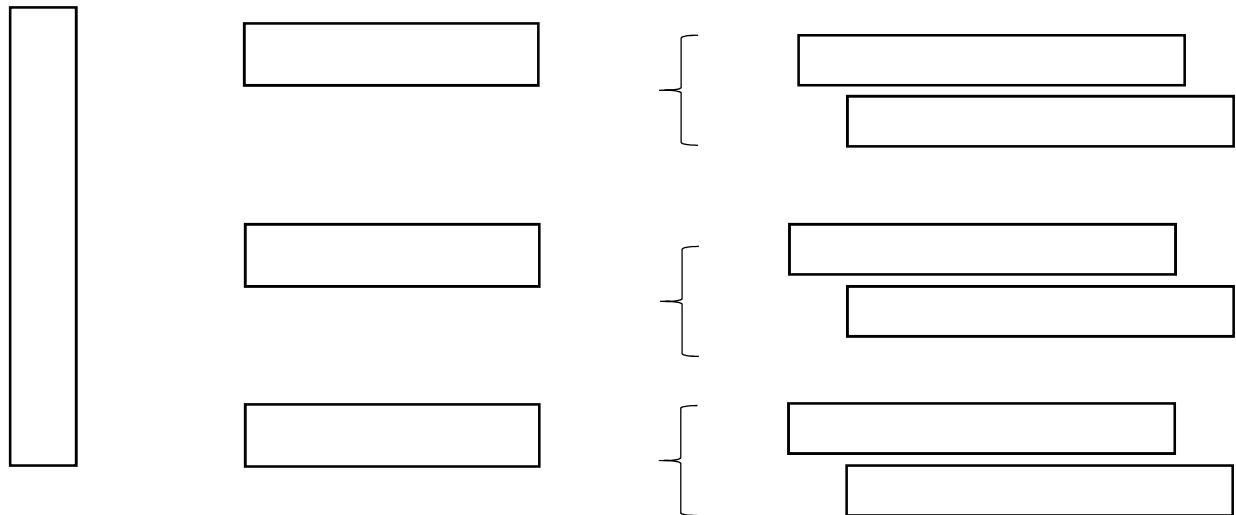
神戸市や各種メディア等から得た気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備
情報、避難勧告、避難指示等の情報を把握し、指揮班に伝達する。また、確認・入手した
情報《がけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象や被災した際の被害情報等》を適宜、神戸市及び
老施連等の関係機関へ通報する。

③ 避難誘導班

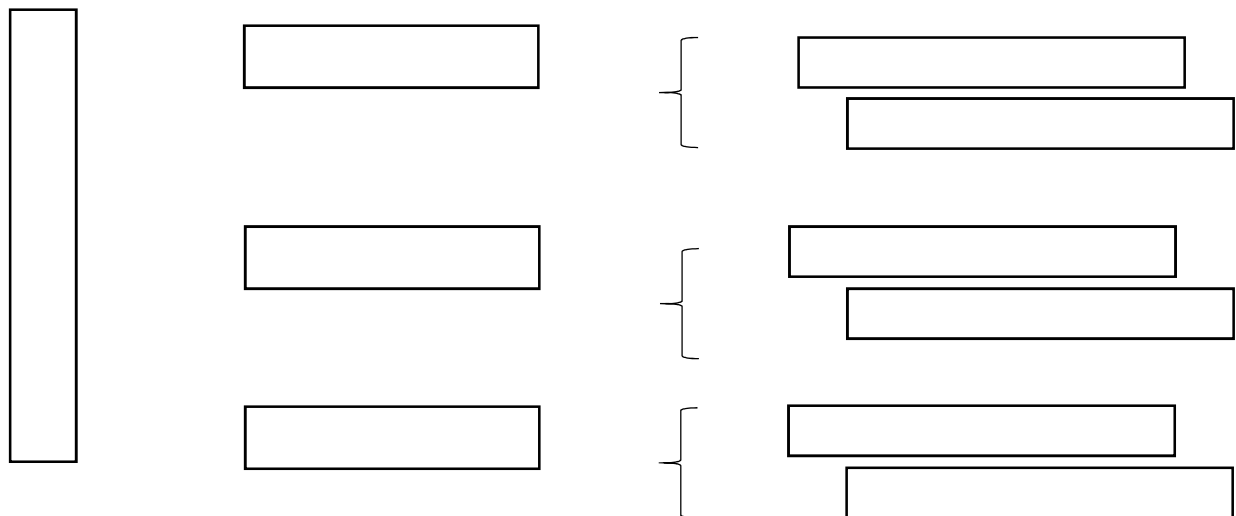
避難準備情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報及び避難勧告等が発令された場合やがけ崩れ(河川の氾濫)の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導をする。

(2) 組織図

<昼間帯>

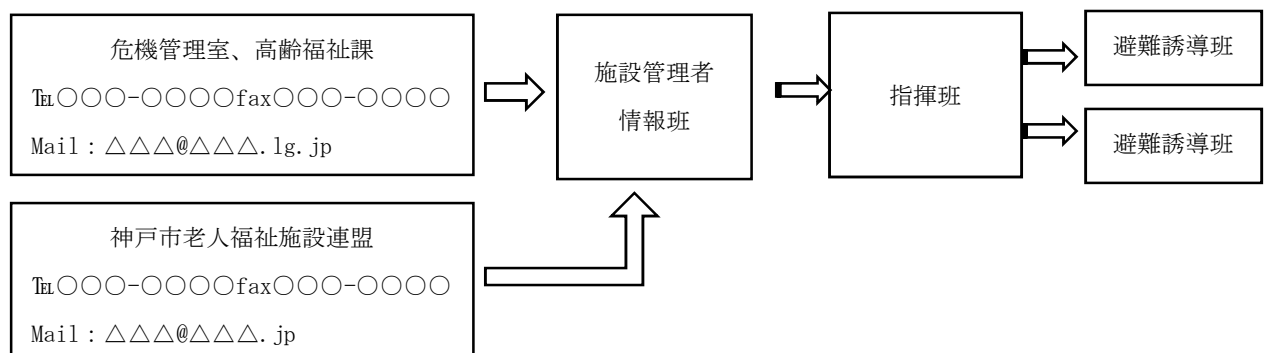


<夜間帯>

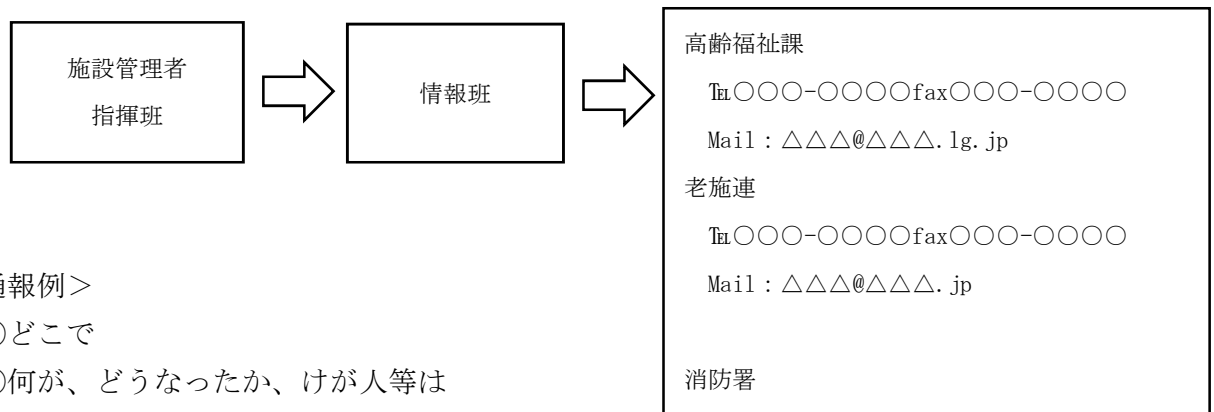


7 情報受伝達系統図

(1) 市役所等からの情報(気象情報、土砂災害(河川の氾濫)警戒情報、避難準備情報、勧告、指示等)



- (2) 施設から神戸市及び老施連等へ発信する情報（がけ崩れ（河川の氾濫）の前兆現象や被災した際の被害情報等）



<通報例>

- ①どこで
- ②何が、どうなったか、けが人等は
- ③今の対応は

(3) 緊急連絡先一覧表

名 称	電 話	F a x	メ ー ル

8 事前対策

- (1) 台風の接近などあらかじめ土砂災害(河川の氾濫)の危険性が高まることが予測される場合は、夜間当直職員の増員やデイサービスの中止など検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

合わせて、職員の連絡体制の確認、職員確保策など検討する。

9 災害対策体制の確立

- (1) 土砂災害(河川の氾濫)警戒情報が発令された段階
情報班を先行して立上げ、情報収集を行う。
- (2) 土砂災害(河川の氾濫)避難準備情報・避難勧告が出された時
 - ① 災害対策会議（本部）等を設置する。（関係職員召集）
 - ② 職員等へ周知を行う
 - ③ 職員の確保策(召集)を検討する。
 - ④ 避難方法等の確認を行う。
 - ⑤ 近隣他施設との情報交換を行う。
 - ⑥ 地域の情報を集める。
 - ⑦ 設備・建物・環境の安全確認を行う。
 - ⑧ 職員・利用者の安全確認を行う。
 - ⑨ 避難を開始する。（状況に応じて避難準備を行い待機）
- (3) 避難指示が出された時

- ① 直ちに避難する。

10 避難誘導

(1) 避難誘導の原則

施設内の2階層以上のがけ斜面(河川)と反対側の場所へ避難誘導する。

(2) 避難の判断

① 自主避難

次に示す土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象を確認した際には、市役所からの連絡を待つことなく直ちに避難を開始する。

施設管理者が判断することになるが、不在等の場合は、その場における責任者が判断を行うものとする。

<土砂災害の前兆現象>

- * がけの表面に水が流れ出す。(湧水の増加)
- * がけから水が噴き出す。(新たな湧き水が発生)
- * 小石がバラバラと落ちる。
- * がけの樹木が傾く。
- * 樹木の根が切れる音がする。
- * 樹木の倒れる音がする(倒木)
- * がけに割れ目が見える。
- * 傾斜が膨らみだす。
- * 地鳴りがする。
- * 強烈な土の匂いがする。

<河川の氾濫の前兆現象>

- * 短時間で危険水位を超え、強い降雨が続く。
- * 堤防の川側が崩れ始めている。
- * 堤防の側面から水が漏れだしている。
- * 堤防にひび割れが生じている。
- * 堤防近くの地盤から水が噴き出ている。

② 市役所等からの情報に基づく対応

- * 避難準備情報・避難勧告・避難指示等を受けて対応する。

(3) 避難方法

① エレベータ(使用可能な場合)

- * 車椅子 * 担架 * ストレッチャー * ベットのまま

② 階段

- * 徒歩 * 布担架 * 背負い搬送 * 板スロープによる車椅子ロープ(又は滑車)引上げ

(4) 避難時の服装

避難は、昼間夜間や季節によって避難服装が異なるので、最低避難時に必要な服装を定めておく。(持参するだけでよい)

(5) 避難の経路

施設内の避難経路は、別紙 1 の通りとする。（施設内の図面にあらかじめ避難路を記載し、誰もが確認できる場所へ掲出する。）

(6) 地域との連携

① 避難誘導の応援

夜間を中心に避難誘導が手薄となることが容易に想定されることから、地域からの応援が頂けるよう協力要請、避難協定等の締結等取組みを行っておく

② 地域住民に一時的な緊急避難場所とし解放せざるを得なくなったことを想定し、入居者の生活スペースを確保するためにも受け入れる場所、人数などを決めておくことが求められる。

1 1 防災教育

施設管理者は、土砂災害(河川の氾濫)の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を職員に教育し、情報受伝達や自主避難の重要性を理解させる。

(1) 教育内容

① 土砂災害(河川の氾濫)の危険性

＊過去の災害事例 ＊教訓 ＊施設周辺災害履歴 等

② 土砂災害(河川の氾濫)の前兆現象

前 1 0 項（ 2 ）の土砂災害の前兆現象及び河川の氾濫の前兆現象の理解を深めておく。

③ 情報受伝達体制

＊情報の種類(気象情報・避難情報)

＊どこから、どのような情報が、どんな手段で伝達されたか

＊入手した情報を、どう伝達するのか

④ 避難判断・誘導

＊自主避難の判断の重要性(がけ崩れ前兆現象、避難準備情報等)

＊自主避難の判断は、原則施設管理者であるが、連絡が取れない場合などは、その場の責任者が責任者として判断を行う。

＊避難場所の確定(安全な避難場所の事前選定の重要性)。予測被災に基づく避難場所選定のシュミレーション

＊誰が、誰を、どのように誘導するか又は避難措置をするのか

⑤ マニュアル

＊班体制の確認

＊職員の役割確認

＊職員の駆けつけ体制

(2) 教育時期

出水期(梅雨や台風接近)を迎える時期又は 1 . 1 7 の時期に防災教育を実施する。

＊実施時期 ＊研修時間 ＊参加対象者 など

1 2 訓練

訓練は、防災教育の一環として実施することが望ましいことから教育時期に合わせて実施する。

(1) 訓練内容

- ① 情報受伝達訓練(情報の受付方及び情報の発信方法)
- ② 避難判断訓練(特に自主避難についての判断)
- ③ 避難誘導訓練(誰が、誰を、どこへ誘導するか、服装のチェック)
- ④ 避難訓練(要介護度に応じた避難方法、階段避難方法等)

(2) 訓練検証

訓練実施後は、必ず訓練参加者でミーティングを行い、訓練状況の検証をし、本マニュアルの検証に反映させる。

1 3 入所者を施設外に避難させる場合

- (1) ○×○×施設において施設外に避難する場合は、次による。
 - ① 建物内に避難場所を確保することが困難なとき
 - ② 建物が倒壊するなどの危険が及ぶとき
- (2) こうした事態に備え、入所者情報を備え付けておく(氏名、住所、家族への連絡先、既往歴、服薬、食事形態の情報を入れておく)
- (3) 避難先は、原則、神戸市、老施連等の指示に従って避難する。状況によっては、広域一次避難所も選択する場合もある。当施設における広域一次避難所は、○○○学校となる。
- (4) 避難先への職員の配置は、原則入居者の避難者数に準じて職員を割り振る。
- (5) 避難先への移送にあたっては、避難先、避難者数を記録し、漏れなく避難させ、避難後のフォローも迅速に対応できるようにする。

以 上

Ⅱ 災害対策チェックシート

1 平常時のチェックシート

地震・風水害等に対する備えが十分かどうかを定期的に、少なくとも防災訓練時にチェックして、万全の体制を整える。

（その 1）平常時のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設 設備 ・ 備 品	〔立地条件の確認と災害予測〕 ☐ 地盤、地形などの立地条件の確認と起こりうる災害予測はできていますか	2	1	5
	〔ライフラインの確保〕 ☐ 電話が通じない場合の通信手段（衛星電話など）が確保されていますか	2	2	6
	☐ 災害時の飲料水等を確保していますか、また、確保する方法がありますか	2	2	6
	☐ 水洗便所の使用が出来なくなった場合の対応が検討されていますか	2	2	6
	☐ 灯油等の燃料を確保していますか、また確保する方法がありますか	2	2	6
	☐ 自家発電装置等の緊急時の電力の確保ができていますか	2	2	6
	☐ 夜間に被災し、かつ、停電となった場合の照明は確保されていますか	2	2	6
	〔地震対策〕 ☐ 耐震診断は受診していますか	2	2	6
	☐ 耐震性能が無い場合、建物等耐震補強工事を実施していますか	2	2	6
	☐ 門柱ブロック塀等の耐震性を確保していますか	2	2	6
	☐ 屋根から瓦等が落下しやすくなっていませんか	2	2	6
	☐ 消火器の設置場所と有効期限は確認していますか	2	2	6
	☐ 自動火災報知設備等の消防用設備の点検・更新をしていますか	2	2	6
	☐ 配管類の切断、抜け落ち防止対策が講じられていますか	2	2	6
	〔津波、風水害、豪雪対策〕 ☐ 重要設備のかさ上げ工事や防水対策が講じられていますか	2	2	7
	☐ 排水溝のごみ、泥を除き、排水を点検していますか	2	2	7
	☐ 煙突やアンテナを針金で補強する等の転倒防止策が講じられていますか	2	2	7
	☐ 屋根瓦、雨戸等を点検・補修していますか	2	2	7
	☐ 鉢植え、物干し等飛散するものが置いてありませんか	2	2	7
	☐ 大きな枝が折れないように樹木の剪定をしていますか	2	2	7

(その2) 平常時のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設 設備 ・ 備品	〔備品等の対策〕			
	☐ 火気を使用する調理器具等はしっかりと固定されていますか	2	2	7
	☐ 大きな家具、電化製品等は金具等で固定されていますか	2	2	7
	☐ 天井からつり下げられている照明器具は鎖等で補強されていますか	2	2	7
	☐ 棚や戸棚に置いてあるものは落下しないよう工夫されていますか	2	2	7
	☐ 落下の危険があるものを高所に置いていませんか	2	2	7
	☐ 飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防を講じていますか	2	2	7
	☐ 避難経路に避難の妨げとなるものを置いていませんか	2	2	7
	〔危険物の管理と保管〕			
	☐ ガスの供給元栓の場所を把握していますか	2	2	8
	☐ ガスの感震自動遮断装置は作動しますか	2	2	8
	☐ 薬品、可燃性危険物は火気がなく落下の危険のない場所に保管していますか	2	2	8
	☐ プロパンガスボンベは、転倒しないように固定していますか	2	2	8
	☐ 地下や屋外に設置している水(油)タンク等は点検していますか	2	2	8
	〔食糧等の備蓄〕			
災害 対 策 体 制	☐ 入居者等と職員を含め3日分以上の食料が備蓄されていますか	2	2	8
	☐ 火や水が無くても食べられるものや、消化しやすい食糧を準備していますか	2	2	8
	☐ 備蓄物資は、2階以上で保管されていますか	2	2	8
	〔職員や施設内外との連絡体制の整備〕			
	☐ 職員間で連絡が取れるよう、緊急連絡網を作成していますか	2	3	11
	☐ 施設外の関係者の緊急連絡先一覧を作成していますか	2	3	11
	☐ 電話等通常の連絡手段が使えない場合の緊急時の連絡方法を検討してありますか	2	3	12
	〔災害発生時の組織体制の整備〕			
	☐ 災害発生時の総括責任者及びその代行者を定めていますか	2	3	13
	☐ 各職員の役割分担は定められていますか	2	3	13
	☐ 各職員が自身の役割を認識していますか	2	3	13
	☐ 職員が少数時に対応できるような体制や、職員参集基準を整備していますか	2	3	14
	〔救護用入居者等一覧〕			
	☐ 救護が必要な入居者等をまとめた一覧を作成していますか	2	3	16
	☐ 作成した一覧は、同時に被災しないと考えられる数箇所に保管していますか	2	3	16
	☐ データを常に更新し、バックアップを行っていますか	2	3	16

(その3) 平常時チェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
災害 対 策 体 制	〔避難場所・避難経路等の設定〕			
	□災害の種類や規模に応じた避難場所等を設定していますか	2	4	17
	□避難経路は複数設定していますか	2	4	17
	□送迎中に被災した場合の避難場所等や避難経路を検討していますか	2	4	17
	□避難場所や避難経路をまとめたマップを作成していますか	2	4	17
	□避難経路は定期的にチェックしていますか	2	4	17
	〔避難手段の確保〕			
	□避難に必要な車両は確保されていますか	2	4	19
	□施設の入居者等の特性に応じた避難手段を確保していますか	2	4	19
	□避難する方法（徒歩、車いす等）が職員に分かりやすいようになっていますか	2	4	19
	〔持ち出し品の準備〕			
	□避難時に使用する物を準備しましたか	2	4	19
	□持ち出し品はすぐ取り出せる場所に置いてありますか	2	4	19
	□作成した救護用入居者等一覧等はいつでも持ち出せるようになっていますか	2	4	19
	〔家族等への引き渡し〕			
	□家族等と避難場所等及び引き渡し場所について情報共有していますか	2	5	21
	□家族等と引き渡しの方法について情報共有していますか	2	5	21
	□施設が利用不可な場合の家族等への情報提供体制を整備していますか	2	5	21
	□家族等への情報提供方法について、家族等に周知していますか	2	5	22
	〔防災訓練の実施〕			
	□様々な災害、事態を想定した訓練を実施していますか	2	6	23
	□入居者等が自分自身で身を守る手段を学ぶ訓練を実施していますか	2	6	23
	□地域住民の協力を得る形での訓練を実施していますか	2	6	23
	□防災訓練の結果を検証し・見直し・改善を絶えず行っていますか	2	6	23
	□各職員が訓練や研修によって、防災知識の向上等に取り組んでいますか	2	6	23
	〔地域の関係機関や住民等との協力体制の構築〕			
	□地域で実施する防災訓練等に積極的に参加していますか	2	7	25
	□災害時に協力要請ができるように、近隣のボランティアや自主防災組織へ、日頃から相談していますか	2	7	25
	□地域で独自に作成している避難計画、消防計画等の対象に自施設を加えてもらっていますか	2	7	25
	□地域の行事へ積極的に参加し、防災に関する情報交換等をしていますか	2	7	25

2 地震への対応のチェックシート

予期せずして発生した地震等により、普段は簡単に気付くことが、施設内外の混乱から平静を失い、防火、救助、避難対策の遅れで、二次災害を招くといったことがないよう、緊急時の備忘録としてチェックし早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 サ ー ビ ス 提 供 時 の 対 応	〔安否確認と指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	3	—	28
	□入居者等の安否確認を行い総括責任者に報告していますか	3	—	28
	〔職員の招集〕 □職員の招集をかけていますか	3	—	28
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	3	—	28
	〔火元の点検と消火活動〕 □火元の点検とガス元栓の閉鎖（電気器具やライターの使用中止指示を含む）をしていますか	3	—	29
	□火災発生時の消火作業、消防署への連絡、避難指示（エレベータの使用中止をを指示）をしていますか	3	—	29
	〔施設内・避難経路の安全確保〕 □戸が再び閉まらないように近くのを挟み込んでいますか	3	—	30
	□ガラスの破片や棚の転倒状況を確認して、安全な避難経路を確保していますか	3	—	30
	□倒れやすくなっているもの、落下しやすくなっているものは、応急措置をしていますか	3	—	30
	□建物の崩落等の危険を発見したら、周囲に知らせていますか	3	—	30
	□危険箇所にはロープを張って立ち入り禁止としていますか	3	—	30
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認していますか	3	—	30
	□負傷者の応急手当を実施していますか	3	—	30
	□医療機器を利用している入居者等のために電源確保していますか	3	—	30
	□負傷者を附近の病院等へ移送していますか	3	—	30
	〔情報の収集と発信〕 □施設被害の全体像の把握と周辺の被災情報の収集をしていますか	3	—	30
	□入居者等に定期的に情報提供していますか	3	—	30
	□家族等への連絡は、施設が一括して連絡を行っていますか	3	—	30

(その2) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
日 中 サ ー ビ ス 提 供 時 の 対 応	〔施設周辺の確認〕 □漏電、ボイラーの破損など二次災害発生の原因になるものをすぐに点検し、電力会社や電気工事業者の判断を得ていますか	3	—	30
	□給水、発電などのライフラインや給食等設備に支障がないか点検していますか	3	—	30
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水・油漏れ等を点検し、必要な清掃を行っていますか	3	—	30
	〔避難の判断〕 □施設の状態、立地条件や施設の周辺環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否判断をしていますか	3	—	31
	〔避難誘導〕 □避難の実施が困難な場合は、地域住民や企業、学校等に応援要請をしていますか	3	—	31
	□避難誘導を開始する前に点呼し、総括責任者に報告していますか	3	—	31
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしていますか	3	—	31
	□入居者等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順の指示をしていますか	3	—	31
	□施設を離れる際には、ブレーカーを落としていますか	3	—	31
	□避難誘導後に点呼し、総括責任者に報告していますか	3	—	31
	〔家族等への情報発信〕 □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	3	—	32
	□避難後、家族等に現状を報告していますか	3	—	32
	〔家族等への引き渡し〕 □避難後に安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	3	—	32
	〔施設が使用不能となった場合〕 □入居者等の家族等が被災を免れている場合は、状況を説明し、家族等に引き渡していますか	3	—	33
	□入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難な場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	3	—	33

(その3) 地震への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
施設 外 活 動 時 の 対 応	〔安否確認と指揮体制の確認〕 □その場にいる職員の中から責任者を定めていますか	3	—	34
	□入居者等の安否及び負傷の確認を行っていますか	3	—	34
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	3	—	34
	〔施設への連絡〕 □責任者は、総括責任者に入居者等の安否等を総括責任者に報告し、指示を仰いでいますか。ただし、連絡がつかない場合は、連絡を中断し、各自の判断としてください。	3	—	34
	〔救護活動〕 □負傷者の有無を確認していますか	3	—	34
	□負傷者の応急手当を実施していますか	3	—	34
	□場合によって負傷者を附近の病院等へ移送していますか	3	—	34
	〔避難の判断〕 □施設へ連絡が取れない場合は、責任者は周辺の状況等を判断し、あらかじめ定められた避難先へ避難を指示していますか	3	—	34
	□避難先が不明な場合は、市町災害対策本部に確認していますか	3	—	34
	〔避難後の連絡〕 □避難後に安全が確保できた後、あらかじめ定められた方法で、施設の総括責任者に連絡をとっていますか	3	—	34
夜 間 に お け る 対 応	〔安否の確認〕 □入居者の安否を確認していますか	3	—	35
	〔総括責任者への連絡〕 □入居者の負傷の程度や施設の状況を総括責任者に報告し、参集を求めていますか	3	—	35
	〔火元の点検と消火活動〕 □ガスの元栓を閉め、漏電やガス漏れの有無を確認していますか	3	—	35
	□出火を見つけたら、火災報知器を押し、直ちに可能な範囲で消火活動を行っていますか	3	—	35
	〔負傷者の救護〕 □安全なスペースへ入居者を移動後、応急手当を施していますか	3	—	35
	〔近隣への応援要請〕 □総括責任者の判断のもと近隣住民、町内会等に協力要請を求めていますか	3	—	35

3 津波への対応のチェックシート

大規模な地震が発生した際、数分程度で、津波が到達することある。このため、日頃から、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 津波への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、市町災害対策本部等の施設内外から情報を入手していますか	4	1	38
	□入居者等に現在の災害状況を定期的に伝えていきますか	4	1	38
	□家族等へは施設から一括して連絡をしていますか	4	1	38
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	4	1	38
	〔職員の招集〕 □職員を招集していますか。ただし、参集途中で津波が到達するおそれがある等の場合は、近くの避難場所に避難することを優先させる	4	1	38
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	4	1	39
	〔火元の点検〕 □火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓などの火気の使用制限を行っていますか	4	1	39
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行っていますか	4	1	39
	〔避難の判断〕 □施設の状態、立地条件や施設の周辺の環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の可否を判断していますか	4	1	39
	□避難場所は、可能な限り近く、高い場所を避難場所となっていますか	4	1	39
	〔地域住民の応援要請〕 □職員数、入居者数等の状況により、避難が困難な場合は、近隣住民、町内会、自主防災組織、学校、企業等に応援要請を行っていますか	4	1	39
	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 □避難経路、避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認していますか	4	1	39
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしましたか	4	1	39
	□避難誘導を開始する前に点呼をとりましたか	4	1	40

(その2) 津波への対応のチェックシート

対 策 方 法		章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	☐ 入居者等への避難誘導の連絡と安全指導班の避難手順の指示を行いましたか	4	1	40
	☐ 避難誘導後に点呼をとりましたか	4	1	40
	〔家族等への情報発信〕 ☐ 建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	4	1	40
	☐ 避難後、家族等に現状を報告していますか	4	1	40
	〔家族等への引き渡し〕 ☐ 警報又は注意報が解除され安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	4	1	40
	〔避難が不要な場合の対応〕 ☐ 入居者等を最上階に移動させていますか	4	1	41
	☐ 備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させていますか	4	1	41

4 風水害・豪雪への対応のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。警報等が発表された時点から、時々刻々と状況が変化していく過程で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにまとめたものである。

(その1) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
警 報 等 発 令 時 の 対 応	〔情報の収集と発信〕 □ラジオ、テレビ、市町、警察、消防等の施設内外から情報を入手していますか	5	1	44
	□入居者等に現在の災害状況を定期的に伝えていますか	5	1	44
	□家族等へは施設から一括して連絡をしていますか	5	1	44
	〔指示体制の確認〕 □総括責任者を定めていますか	5	1	44
	〔職員の招集〕 □職員を招集していますか	5	1	44
	〔役割分担〕 □役割分担を確認していますか	5	1	44
	〔火元の点検〕 □火元の点検、電熱器具のカット、ガスの閉栓等の火気の使用制限を行っていますか	5	1	45
	□危険物の保管・設置について緊急チェックを行っていますか	5	1	45
	〔施設等の安全確保〕 □看板、鉢植え、物干し竿等転倒すると危険なものはあらかじめ倒す、撤去していますか	5	1	45
	□出入口の窓をしっかりと閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護していますか	5	1	45
	□ガラス破損の時の布製ガムテープを準備していますか	5	1	45
	□台風通過時の土砂崩れ、河川氾濫等への備えていますか	5	1	45
	□浸水防止用木材（止水板）、土のう、金具、工具を準備していますか	5	1	45
	□車両を安全な場所へ移動していますか	5	1	45
	〔救護活動の準備〕 □必要な医薬品、衛生材料を準備していますか	5	1	45
	□担架車椅子、搬送用ゴムボート等の救護用運搬用具を準備していますか	5	1	45
	〔緊急物資確保の準備〕 □備蓄している食糧や機材等を準備していますか	5	1	45
	〔生活用品等の保護〕 □浸水などのおそれがある場合は、備品、食料品、衣類、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高所に移動させていますか	5	1	45

(その2) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
警 報 等 発 表 時 の 対 応	〔施設外に避難する場合の避難誘導の準備〕 □入居者等の避難方法、点呼等の安全確認方法、持ち出し品、責任者を確認していますか	5	1	45
	□担架、車椅子、スリッパ、ヘルメット、ロープ、プラカード、ゼッケン、非常持ち出し品、救護用入居者等一覧、緊急時連絡・引き渡しカード等必要品の準備をしていますか	5	1	45
	□職員数、入居者等の状況により避難の実施が困難な場合は、近隣の住民、町内会、公的機関等に協力を要請していますか	5	1	45
	〔施設周辺の点検・見回り〕 □施設周辺に危険な兆候がないか確認していますか	5	1	45
	〔避難の判断〕 □避難の際、情報の収集に努めるとともに、周辺の環境変化に気を配っていますか	5	1	46
	□高齢者は、避難に十分時間が必要であることを配慮していますか	5	1	46
	□河川の氾濫前に避難できるよう検討していますか	5	1	46
	□施設の状況、立地条件や施設周辺の環境、被害状況、外部からの情報等をもとに、総括責任者において入居者等の避難の要否を判断していますか	5	1	46
	〔避難誘導〕 □避難誘導を開始する前に点呼し、総括責任者に報告していますか	5	1	47
	□入居者等への避難誘導連絡と安全指導班への避難手順指示をしていますか	5	1	47
	□避難誘導後に点呼し、総括責任者に報告していますか	5	1	47
	〔家族等への情報発信〕 □建物の入口に避難先、連絡先、避難する人数を記した貼紙を貼っていますか	5	1	47
	□避難後、家族等に現状を報告していますか	5	1	47
	〔家族等への引き渡し〕 □警報等が解除される等安全が確認されたのち、あらかじめ定められた場所と方法で入居者等の引き渡しを行っていますか	5	1	47
	〔避難が不要な場合の対応〕 □入居者等を最上階に移動させていますか	5	1	47
	□備品、食料品、衣料、寝具、医薬品、衛生材料等の生活用品等を高い場所に移動させていますか	5	1	47
	〔安全点検〕 □給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないか点検していますか	5	1	48
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水(油)漏れ等を点検し、必要な清掃を実施していますか	5	1	48
	〔施設が使用不能となった場合〕 □入居者等の家族等が被災を免れている場合は、状況を説明し、家族等に引き渡していますか	5	1	48
	□入居者等の家族等も同時に被災し、預かりが困難な場合は、他の社会福祉施設等で受け入れてもらえるよう手配していますか	5	1	48

(その3) 風水害、豪雪への対応のチェックシート

方 法 対 策		章	節	頁
緊急時の風水害・豪雪への対応	〔施設周辺の確認〕			
	□土砂崩れや雪崩等の二次災害の危険がないか確認していますか	5	2	49
	□危険な箇所を発見した場合は、電力会社又は電気工事業者の判断を得ていますか	5	2	49
	□看板、鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険なものはあらかじめ倒すか、撤去していますか	5	2	49
	〔避難又は施設での待機の判断〕			
	□避難の可否を判断していますか	5	2	49
	□施設内で待機する場合、消防署等にその旨を連絡していますか	5	2	49
	〔風水害・豪雪発生時の入居者等の避難誘導〕			
	<水害>			
	□運動靴をはかせていますか	5	2	49
	□ガード下、崖下、堤防、橋等の危険な箇所を避けていますか	5	2	49
	□冠水した場合は、先頭の方は傘や棒などの長いもので足下を確認しながら避難していますか	5	2	49
	<雪害>			
	□屋根雪が落ちる恐れがあるので、建物の近くを歩かないようにしていますか	5	2	49
	□先頭の方は傘や棒等の長いもので足下を確認しながら避難するとともに、足元を踏み固めて後続を歩きやすくしていますか	5	2	49
	□視界が悪くなるので、障害物や車に注意していますか	5	2	49
	〔施設内での待機〕			
	□緊急時の備蓄や生活用品が水没しないよう対処していますか	5	2	50
	□施設内に取残されていることを外部に伝えていますか	5	2	50
	□入居者等の健康管理に気をつけていますか	5	2	50
	□入居者等が施設外へ出たりすることがないように、出来るだけ目に届く一箇所に集めていますか	5	2	50
	〔安全点検〕			
	□給水、供电等のライフラインや給食等の設備に支障がないか点検していますか	5	2	50
	□ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水(油)漏れ等を点検し、必要な清掃を実施していますか	5	2	50